

## 平成二十六年法律第九十八号

### アレルギー疾患対策基本法

目次

第一章 総則（第一条～第十条）	第二章 基本的施策（アレルギー疾患対策基本指針等）（第十一条～第十三条）	第三章 基本的施策（アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減）（第十四条～第十五条）
第一節 基本的施策（アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減）（第十四条～第十五条）	第二節 基本的施策（アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減）（第十六条～第十七条）	第三節 基本的施策（アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減）（第十八条～第十九条）
第四節 地方公共団体が行う基本的施策（第二十条）	第五節 アレルギー疾患対策推進協議会（第二十一条・第二十二条）	第六節 地方公共団体が行う基本的施策（第二十一条）
附則 第一章 総則（目的）	附則 第二章 総則（第一条～第十条）	附則 第三章 総則（第一条～第十条）

### （基本理念）

アレルギー疾患対策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一 アレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によつて発生し、かつ、重症化の予防及び症状の軽減に資するため、第三章に定める基本的施策その他のアレルギー疾患対策に関する施設の総合的な実施により生活環境の改善を図ること。

二 アレルギー疾患有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患有する者に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）を受けることができるようになること。

三 国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報入手することができるとともに、アレルギー疾患にかかる場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるよう体制の整備がなされること。

四 アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、アレルギー疾患の重症化の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

（国の責務）

国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのつとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのつとり、アレルギー疾患対策の実施する措置を講じなければならない。

（医療保険者の責務）

医療保険者は、アレルギー疾患対策を実施する措置を講じなければならない。

（都道府県の責務）

都道府県は、アレルギー疾患対策の推進に関する計画

（都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画）

び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。

（医師等の責務）

医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患有する者の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

（厚生労働大臣）

厚生労働大臣は、適時に、アレルギー疾患対策を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（厚生労働大臣）

厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、アレルギー疾患対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、適時に、アレルギー疾患対策基本指針に基づくアレルギー疾患医療に関する評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、アレルギー疾患対策基本指針の変更について準用する。

（関係行政機関への要請）

育及び社会教育におけるアレルギー疾患の療養に関し必要な事項その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する国民の認識を深めるために必要な施策を講ずるものとする。  
**(生活環境の改善)**

**第十五条** 国は、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するよう、大気汚染の防止、森林の適正な整備、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実、建築構造等の改善の推進その他の生活環境の改善を図るための措置を講ずるものとする。

**第二節 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等**

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

**第十六条** 国は、アレルギー疾患に関する学会と連携協力し、アレルギー疾患医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成のために必要な施策を講ずるものとする。

**第十七条** 国は、アレルギー疾患を有する者がその居住する地域にかかわらず等しくそのアレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2

国は、アレルギー疾患有する者に対し適切なアレルギー疾患医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が定めるもの、前項の医療機関その他の医療機関等の間ににおける連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### 第三節 アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上

**第十八条** 国は、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上が図られるよう、アレルギー疾患有する者に対する医療的又は福祉的援助に関する専門的な知識及び技能を有する保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。国は、アレルギー疾患有する者に対しアレルギー疾患医療を適切に提供するための学校

等、職場等と医療機関等との連携協力体制を確保すること、学校等の教員又は職員、事業主等に対するアレルギー疾患有する者への医療的、福祉的又は教育的援助に関する研修の機会を確保することで、アレルギー疾患有する者及びその家族に対する相談体制を整備すること、アレルギー疾患有する者についての正しい理解を深めるための教育を推進することその他のアレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上のためには必要な施策を講ずるものとする。

**第十九条 第四節 研究の推進等**

国は、アレルギー疾患の本態解明、革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のアレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する事項についての疫学研究、基礎研究及び臨床研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2

国は、アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するよう、その治験が迅速かつ確実に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

**第五節 地方公共団体が行う基本的の施策**

**第二十条 第二十二条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、第十四条から第十八条までに規定する施策を講ずるように努めなければならない。**

**第二十一条 第四章 アレルギー疾患対策推進協議会**

（その他の経過措置の政令等への委任）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 拝抄**

3 2 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。